

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業に係る

実施設計・施工一括発注

公募型プロポーザル方式

実施要領

令和5年12月

羽曳野市

## 目次

用語の定義	4
第1章 実施要領の定義	5
1. 1 本書の位置づけ	5
第2章 プロポーザル概要	5
2. 1 事業名称	5
2. 2 選考方法	5
2. 3 公告日	5
第3章 事業の目的	5
第4章 実施者及び事務局	6
4. 1 実施者	6
4. 2 事務局	6
第5章 事業概要	6
5. 1 事業期間	6
5. 2 業務別の完了期限	6
5. 3 本事業の上限提案価格	6
5. 4 支払い条件	6
5. 5 計画概要	7
5. 6 事業の構成	8
5. 7 遵守すべき法制度等	8
第6章 参加資格要件	9
6. 1 参加資格要件	9
(1) 参加者の構成と定義	9
(2) 構成企業等の明示	9
(3) 構成企業の変更及び追加	9
6. 2 参加者の備えるべき参加資格要件	10
(1) 共通の参加資格要件	10
(2) 個別の参加資格要件	10
6. 3 参加資格要件の喪失	12
第7章 事業者の募集及び選定に関する事項	13
7. 1 募集及び選定の方法	13
7. 2 募集及び選定スケジュール（予定）	13
7. 3 第1回質問書の受付	13
7. 4 現地調査期間	14
7. 5 第2回質問の受付	14

7. 6	事業者の選定方法	14
(1)	優先交渉権者の審査及び評価方法	14
(2)	参加資格審査に関すること	15
(3)	技術提案審査に関すること	15
7. 7	参加にあたっての留意事項	15
第8章	参加表明書等の作成、提出について（資格審査）	17
8. 1	参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法	17
8. 2	参加資格審査結果の通知	18
第9章	技術提案審査書類の作成要領	18
9. 1	技術提案審査書類の受付期間・提出場所及び方法	18
9. 2	技術提案書等の体裁	18
第10章	技術提案書の評価方法	19
第11章	提出書類	19
11. 1	1 質問書	19
11. 2	2 参加資格審査書類	19
11. 3	3 現地調査参加申込書	20
11. 4	4 守秘義務対象資料配布申込書	20
11. 5	5 辞退に関する書類	20
11. 6	6 提案審査書類	20
第12章	契約に関する事項	21
12. 1	1 契約手続き	21
12. 2	2 契約金額	21
12. 3	3 契約金額の変更	21
12. 4	4 契約の窓口	21
第13章	その他	21
13. 1	1 費用負担	21
13. 2	2 市と事業者の責任分担	21
13. 3	3 情報公開及び情報提供	22
13. 4	4 提出資料の取り扱い	22
13. 5	5 辞退に関する書類	22

## 用語の定義

民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
参加者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。代表企業と構成企業から成る。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業における施設整備業務を実施する者として契約を締結した企業グループを指す。
構成企業	実施設計関連業務を行う企業、建設工事関連業務を行う企業、調理設備調達・搬入設置業務等を行う企業をいう。参加者を構成する法人で、羽曳野市と直接契約を締結しない法人のこと。
代表企業	構成企業の中で応募手続きを行い、羽曳野市との対応窓口となる1法人のこと。
実施設計事業者 工事監理事業者	代表企業または構成企業のうち、実施設計関連業務及び工事監理関連業務を行う事業者を指す。
工事請負事業者	代表企業または構成企業のうち、建設工事関連業務を行う事業者を指す。
調理設備調達設置事業者	構成企業のうち、調理設備調達設置業務等を行う事業者を指す。
選定委員会	羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業に係る実施設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式候補者選定委員会を指す。
基本設計者	安井建築設計事務所を指す。
CM	安井建築設計事務所を指す。

## 第1章 実施要領の定義

### 1. 1 本書の位置づけ

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業に係る実施設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式 実施要領（以下「実施要領」という。）は、羽曳野市が実施設計・施工一括発注方式（DB方式（Design：設計、Build：建設））で発注する「羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業」に係る、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も適した事業者を優先交渉権者として選定するための要領である。

また、実施要領に添付されている以下の資料は、実施要領と一体のものとする。（以下「実施要領等」という。）

- ・ 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業に係る実施設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・ 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業に係る実施設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式 審査基準書（以下「審査基準書」という。）
- ・ 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業に係る実施設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式 契約書(案)（以下「契約書」（案）という。）
- ・ 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業に係る実施設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式 様式集（以下「様式集」という。）
- ・ 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業 基本設計書（以下「基本設計書」という。）

## 第2章 プロポーザル概要

### 2. 1 事業名称

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業（以下「本業務」という。）

### 2. 2 選考方法

実施設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式

### 2. 3 公告日

令和5年12月18日(月)

## 第3章 事業の目的

羽曳野市において、40年以上にわたり学校教育施設14校に通う児童の給食を提供している第1学校給食センター・第2学校給食センターの老朽化した建物及び内部設備の更新のために、学校給食センターの新設を行う。

建設予定地は青少年児童センター敷地及び青少年運動広場敷地を合わせた敷地であり、公

共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業の適用にあたり、学校給食センターと青少年児童センターを集約した一棟の複合施設として整備する。

## 第4章 実施者及び事務局

### 4. 1 実施者

羽曳野市長 山入端創

### 4. 2 事務局

羽曳野市教育委員会事務局学校教育部食育・給食課

羽曳野市生涯学習部次世代育成課青少年児童センター

担当：羽曳野市教育委員会事務局学校教育部食育・給食課 高岡・田中

住所：〒583-8585 大阪府羽曳野市 誉田4丁目1番1号

電話：072-958-1111（内線4101） / E-mail：shokuiku@city.habikino.lg.jp

## 第5章 事業概要

### 5. 1 事業期間

本事業契約の議会の可決日から令和8年3月31日(火)まで

(提案により期限を短縮することは差し支えない。)

### 5. 2 業務別の完了期限

令和8年1月30日(金) (試運転を含む。)

※令和8年4月1日より稼働予定。

※工事期間中、既設青少年児童センター会館部分閉鎖後、新築青少年児童センター会館部分を使用できるものとする。(仮使用認定が必要)

### 5. 3 本事業の上限提案価格

4,933,500,000円(3ヵ年総額)

(消費税及び地方消費税を含む。実施設計費・工事監理費・設備調達設置費等を含む。)

(基本設計に準じた見積書価格が上限提案価格を上回る提案は失格とする。)

(本プロポーザルは、令和5年12月補正予算の成立前に準備行為として実施するものであり、当該予算が減額又は否決された場合は、変更又は中止をすることがある。この場合において、本市は提案者が要した費用を補償しない。)

### 5. 4 支払い条件

・令和5年度：支払いなし

・令和6年度：497,220,000円以内

(うち、実施設計費は 62,920,000円以内を予定)

(うち、工事監理費は 2,200,000円以内を予定)

#### 実施設計の支払方法

前払い有り、部分払い有り(2回以内)、残額業務完了後検査後支払い

※前払い金が有る場合：請負金額の30%以内10万円止め

#### 施工の支払方法

前払い有り、中間前払い有り/部分払い有り(2回以内)、残額竣工払い

※前払い金が有る場合：請負金額の40%以内10万円止め。

※中間前払い金が有る場合：請負金額の20%以内10万円止め。

※年度ごとの支払限度額は契約締結時までに通知する。

・令和7年度：4,436,280,000円以内

(うち、工事監理費は 23,980,000円以内を予定)

#### 工事監理の支払方法

部分払い有り(2回以内)、残額業務完了後検査後支払い

#### 施工の支払方法

前払い有り、中間前払い有り/部分払い有り(2回以内)、残額竣工払い

※前払い金が有る場合：請負金額の40%以内10万円止め。

※中間前払い金が有る場合：請負金額の20%以内10万円止め。

※年度ごとの支払限度額は契約締結時までに通知する。

※羽曳野市財務規則の規定に基づく。

※支出上限額は消費税及び地方消費税を含む。

※令和6年3月中旬に仮契約を締結し、令和6年3月下旬に議会可決予定とする。

※賃金又は物価の変動に対応するスライド条項は、契約約款の規定による。

※本プロポーザルにより決定された優先交渉権者は、本市との仮契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- ・契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手又は保証協会とする）
- ・債務不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- ・債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
- ・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）上記の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

## 5. 5 計画概要

- ・事業用地：大阪府羽曳野市向野3丁目1番33号（青少年児童センター）

- ・敷地面積：約 13,800 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：約 4,650 m<sup>2</sup>

新築	学校給食センター	鉄骨造2階	約 3,000 m <sup>2</sup>
新築	青少年児童センター会館部分	鉄骨造平屋	約 800 m <sup>2</sup>
既存	青少年児童センター体育館部分	RC造2階	約 850 m <sup>2</sup>
解体	青少年児童センター会館部分	RC造2階	約 1,500 m <sup>2</sup>
解体	倉庫棟	鉄骨造2階	約 80 m <sup>2</sup>
解体	便所棟	鉄骨造平屋	約 25 m <sup>2</sup>
- ・学校給食センター新築、ドライシステム採用  
(提供食数：5,000食/日)
- ・青少年児童センター会館部分の新築(既存撤去を含む)
- ・青少年児童センター体育館部分の一部改修

## 5.6 事業の構成

本事業は、事前調査業務、各種許認可申請等の手続業務、市が行う交付金申請等の支援業務、実施設計業務、工事監理業務、建設業務、調理設備調達設置業務、その他の業務から構成される。また、別に市が行う対象範囲は、実施設計マネジメント、工事施工マネジメントとする。

選定事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書・基本設計書等において示す。

- (1) 事前調査業務
- (2) 各種許認可申請等の手続業務
- (3) 市が行う交付金申請等の支援業務
- (4) 実施設計業務(意図伝達業務を含む)
- (5) 工事監理業務
- (6) 建設業務
- (7) 調理設備調達設置業務(食器・食缶等を含む)
- (8) その他の業務

## 5.7 遵守すべき法制度等

選定事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等(法令、条例・規則、要綱・基準等)を遵守すること。なお、詳細については、要求水準書等において示す。



## 第6章 参加資格要件

### 6. 1 参加資格要件

#### (1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業（社団・財団法人等※を含む。以下同じ。）が以下に定義する構成企業として構成されるものとする。

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に定める法人

(ア) 参加者は本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。代表企業と構成企業から成る。

(イ) 参加者は、下記6. 2 (1) 及び(2) の参加資格要件を満たす者とする。

(ウ) 参加者は、設計事務所等の構成企業とのグループ応募を行う場合、構成企業は下記6. 2 (1) 及び(2) のうち、当該構成企業が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。

(エ) ひとつの企業が、複数の参加者の代表企業または構成企業となってはならない。

#### (2) 構成企業等の明示

参加者の構成企業は、参加表明書等の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する。）のいずれの立場であるかを明示するものとする。

#### (3) 構成企業の変更及び追加

参加資格審査結果の通知日以降に、参加者の構成企業の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該参加者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格審査結果の通知日以降の参加者の構成企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、参加資格喪失等通知書、構成企業等変更承諾願（様式5-2、様式5-3）を市に提出することにより申請を行ったときは、構成企業の変更等を認めることがある。

(ア) 参加資格審査結果の通知日から提案審査書類の提出締切日の前日まで

市は、参加資格審査結果の通知日以降に参加者が構成企業の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、提案審査書類の提出締切日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 提案審査書類の提出締切日から優先交渉権者との契約日まで

市は、提案審査書類の提出締切日以降に参加者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、参加者が構成企業の変更等（参加資格を喪失し脱退する構成企業に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者との契約日までにこれを承認することがある。

## 6. 2 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者の構成企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格審査結果の受付締切日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、この実施要領等の公表以降、本事業について選定委員会の委員に接触した者又は接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

### （１）共通の参加資格要件

- （ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （イ） 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （ウ） 国税及び地方税の滞納がないこと。
- （エ） 羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- （オ） 公告の日から契約締結日までの間において、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中又は指名留保期間中でないこと。また、国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けている者でないこと。市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- （カ） 羽曳野市入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- （キ） 本事業についてCM業務を委託した株式会社安井建築設計事務所と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

### （２）個別の参加資格要件

参加者の構成企業のうち下記の（ア）から（ウ）の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

- （ア） 実施設計業務・工事監理業務を行う者

実施設計業務・工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当す

ること。(事前調査業務、各種許認可申請等の手続業務、市が行う交付金申請等の支援業務を含む)

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により登録されている一級建築士事務所であること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けていないこと。
- (b) 建築士法(昭和25年法律第202号)により登録された一級建築士の資格の有する者が5名以上所属していること。
- (c) 平成20年4月以降に竣工した延べ面積2,000㎡以上の給食センター・食品工場等の設計業務を元請として履行した実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。(建設業務を行う者の履行実績においても同様の取扱いとする。)
- (d) 設計業務の管理技術者は、下記の(e)(f)の要件を満たしていること。
- (e) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士とすること。また、国土交通省が定義する技師C以上とすること。
- (f) 延べ面積2,000㎡以上の給食センター・食品工場等の新築の設計業務実績を有していること。

(イ) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)から(d)までの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (b) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること(これらの届出に係る義務を有する場合に限る。)
- (c) 平成20年4月以降に竣工した延べ面積2,000㎡以上の給食センター・食品工場等の新築の施工実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業

体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。

(d) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が1,250点(Aランク)以上の者であること。

(ウ) 調理設備調達設置業務を行う者

調理設備調達設置業務を行う者は、以下に示す要件について、該当すること。

(a) 平成20年4月以降に竣工した3,000食/日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事において調理設備調達設置業務の実績を有すること。

### 6.3 参加資格要件の喪失

参加資格審査結果の通知日から優先交渉権者決定までの間に、参加者の構成企業に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- 代表企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

参加者の代表企業以外の構成企業が、参加資格審査結果の通知日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- ① 参加資格審査結果の通知日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失
  - ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業のみで実施要領に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願を羽曳野市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに羽曳野市が変更を認めた場合
  - イ) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業に入れ替えた上で、構成企業等変更承諾願を羽曳野市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに羽曳野市が変更を認めた場合
- ② 提案審査書類の受付締切日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失
  - ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業のみで実施要領に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願を羽曳野市に提出し、優先交渉権者決定日までに羽曳野市が変更を認めた場合

- イ) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業に入れ替えた上で、構成企業等変更承諾願を羽曳野市に提出し、優先交渉権者決定日までに羽曳野市が変更を認めた場合

## 第7章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 7. 1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の選定は、施設や設備の性能、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

### 7. 2 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

日程		内容
令和5年12月18日	(月)	公告、実施要領等の公表
令和5年12月22日	(金)	第1回質問受付締切
令和5年12月27日	(水)	第1回質問に対する回答公表
令和6年1月12日	(金)	参加表明書等の受付締切
令和6年1月19日	(金)	参加資格審査結果の通知
令和6年1月26日	(金)	第2回質問受付締切
令和6年2月2日	(金)	第2回質問に対する回答公表
令和6年2月9日	(木)	提案審査書類の提出締切
令和6年3月13日	(水)	提案審査書類に関するプレゼンテーション審査
令和6年3月19日	(火)	優先交渉権者の決定・公表
令和6年3月22日	(金)	優先交渉権者との契約の仮契約締結
令和6年3月28日	(木)	市議会の議決による事業契約の成立

※ 上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

### 7. 3 第1回質問書の受付

#### (ア) 受付期間

令和5年12月22日(金)正午まで

#### (イ) 受付方法

第1回質問書（実施要領等に関する質問）（様式1-1）に記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

#### (ウ) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和5年12月27日（水）までに市ウェブサイトにおいて公表する。

#### 7. 4 現地調査期間

次のとおり、現地調査期間を設ける。なお、当日は、現地調査のみであり、質問がある場合は、第2回質問と一緒に提出すること。

- 日時 : 令和6年1月23日(火)～25日(木) 13:00～17:00  
会場 : 羽曳野市向野3丁目1番33号 青少年児童センター  
参加申込期限 : 令和6年1月22日(月)16時まで  
参加申込方法 : 現地調査参加申込書(様式3)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。なお、参加人数は1参加者9名(1企業3名を想定)までとする。  
申込先 : 羽曳野市教育委員会事務局学校教育部食育・給食課 高岡・田中  
住所 : 〒583-8585 大阪府羽曳野市 誉田4丁目1番1号  
電話 : 072-958-1111 (内線4101)  
E-mail : shokuiku@city.habikino.lg.jp  
備考 : 資料は配布しないため各自で用意すること。

#### 7. 5 第2回質問の受付

(ア) 受付期間

令和6年1月26日(金)正午まで

(イ) 受付方法

第2回質問書(様式1-2)に記入の上、羽曳野市教育委員会事務局学校教育部食育・給食課まで電子メールにて提出すること。

(ウ) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和6年2月2日(金)までに市ウェブサイトにおいて公表する。

#### 7. 6 事業者の選定方法

##### (1) 優先交渉権者の審査及び評価方法

(ア) 参加資格審査

参加表明を行った参加者について、選定委員会により審査を実施する。

(イ) 技術提案審査

選定委員会において、各参加者から提出された技術提案及び提案価格について総合的に審査、評価し、優先交渉権者及び第2位を特定する。

(ウ) 技術提案における主な評価項目(以下「評価項目」という。)は、別に定める審査基準書による。

(エ) 総合評価点が6割未満の場合は、優先交渉権者と認めない。

(オ) 参加者が1者となった場合であっても、技術提案審査を実施し、総合評価点が6割以上の場合は、優先交渉権者として特定の上、本事業契約締結に向けた交渉を行う。

## (2) 参加資格審査に関すること

### (ア) 参加資格の確認

- (a) 本事業に参加する者は、参加表明書等を提出すること。
- (b) 選定委員会は参加者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、各参加企業が参加資格を満たしているか否かを確認する。
- (c) 管理技術者については、要件を満たす技術者の配置の可否のみを確認する。

### (イ) 提案候補者の選定及び技術提案の要請

選定委員会による審査を行い、提案候補者の選定を行う。事務局は、当該結果に基づき、提案候補者に技術提案書の提出要請を行う。

## (3) 技術提案審査に関すること

技術提案審査として、技術事項及び価格事項の二つの面から技術提案審査を行う。また、参加資格審査時に実施しなかった技術者の資格や実績等の審査（技術者要件審査）もあわせて実施する。

### (ア) 技術提案書取りまとめ・基礎審査

事務局は、参加者から技術提案書の提出があった際は、技術事項及び価格事項の審査に先立ち、基礎審査として、求める資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき技術提案書が作成されているかを確認する。

### (イ) 技術者要件審査

事務局は、参加者から実施設計業務に係る技術者審査資料の提出があった際は、参加資格審査に位置づけた資格及び実績要件を満たす技術者であるかを確認する。

### (ウ) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の詳細については、参加資格審査結果後に別途送付する通知により示すこととする。

### (エ) 技術事項及び価格事項の評価

別に定める審査基準書により評価点を算定する。

### (オ) 優先交渉権者及び第2位の特定

選定委員会は、技術事項の評価及び価格事項の評価により得られた総合評価点が最も高い者を優先交渉権者に、次に高い者を第2位とし特定し、選定委員会より市長に報告する。

## 7. 7 参加にあたっての留意事項

### (1) 実施要領等の承諾

参加者は、提案審査書類の提出をもって、実施要領等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において、「羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業」の運営事業者等の募集時などに公表等が必要と認めるときに羽曳野市は、事前に選定事業者と協議した上で、提案審査書類の一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、羽曳野市による選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(5) 守秘義務

業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不適当な目的で利用してはならない。また、参加資格審査結果の通知後、関係資料の配布を受ける場合は、様式集（様式4-1～様式4-3）を提出すること。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(7) 提案審査書類の取扱い

提出された提案審査書類については、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、プレゼンテーションの実施ができないときは、これを延期、又は中止する場合がある。

(10) 提案審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の提案審査書類は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後において、当該の優先交渉権者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、優先交渉権者の決定を取り消す。

- ① 参加資格を有していない参加者のもの
- ② 提案審査書類が所定の日時までには到着しないもの
- ③ 同一の参加者から2つ以上の提案審査書類が出されたもの
- ④ 提案審査書類に必要な記名押印のないもの



- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が提案審査書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 他の参加者と明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの

(1 1) 提案審査書類の変更の禁止

一度提出された提案審査書類については、変更を認めない。ただし、提案書の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(1 2) その他

実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## 第 8 章 参加表明書等の作成、提出について（資格審査）

参加表明書等は、様式集（受付票、添付書類確認書、様式 2-1～2-10 及び入札参加様式 1～2）に定めるところに従い作成すること。なお、市は、提出された参加表明書等を確認した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

また、参加資格審査結果の通知後、市から配布される資料（以下「関係資料」という。）の配布を受ける場合は、様式集（様式 4-1～様式 4-3）を同時に提出すること。

### 8. 1 参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和 5 年 1 2 月 1 8 日（月）～令和 6 年 1 月 1 2 日（金）

羽曳野市の休日を定める条例（平成 2 4 年 3 月 1 4 日条例第 5 号）第 2 条に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時～午後 4 時

持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。ただし、郵送による場合は、令和 6 年 1 月 1 2 日（金）午後 4 時までに必着のこと。

(イ) 提出場所

羽曳野市教育委員会事務局学校教育部食育・給食課 高岡・田中  
大阪府羽曳野市 誉田 4 丁目 1 番 1 号

(ウ) 提出方法

参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又 F A X による提出は受け付けない。

(エ) 提出部数

正 1 部 副 2 部 計 3 部

## 8. 2 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、電子メールにより令和6年1月19日(金)を目途に通知する。

## 第9章 技術提案審査書類の作成要領

提案審査書類は、様式集(受付票、添付書類確認書、様式6-1~8-5)に定めるところに従い作成すること。なお、市は、提出された提案審査書類を確認した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

### 9. 1 技術提案審査書類の受付期間・提出場所及び方法

#### (ア) 受付期間

令和6年2月29日(木)午後4時まで

羽曳野市の休日を定める条例(平成24年3月14日条例第5号)第2条に定める市の休日(以下「休日」という。)を除く午前9時~午後4時

持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。ただし、郵送による場合は、令和6年2月29日(木)午後4時までに必着のこと。

#### (イ) 提出場所

羽曳野市教育委員会事務局学校教育部食育・給食課 高岡・田中  
大阪府羽曳野市 誉田4丁目1番1号

#### (ウ) 提出方法

提案審査書類は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又FAXによる提出は受け付けない。

#### (エ) 提出部数

(a) 提出書類(正本1部、副本8部)、CD-R 2部)

<様式6-1>から<様式6-3>

(b) 技術提案書(正本1部、副本8部、CD-R 2部)

<様式7-1>から<様式7-7>

(c) 図面集(正本1部、副本8部、CD-R 2部)

<様式8-1>から<様式8-5>

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

※正本のみ会社名を記載すること。

### 9. 2 技術提案書等の体裁

#### (ア) 体裁及び書式

(a) 本市の様式を使用し、技術提案書関係様式に示された順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い、提案書類提出書(様式6-1)、見積書(様式6-2)及び見積価格計算書(様式6-3)を除き綴ること。また、それぞれにページを付して、ステ

ープル留めはせず、フラットファイルへ綴ること。

- (b) A3版様式はA4版様式の大きさに折り込むこと。
- (c) 技術提案書の作成にあたっては、会社名を記載することとしている書類以外には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。なおプレゼンテーション審査時においても同様とする。
- (d) 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること（主たる文章は10pt以上を基本とする）。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。
- (e) 用紙の余白は、上下左右、最低20mm以上は確保すること（ページ番号は除く）。
- (f) 見積書及び見積価格計算書の正については、事業名、提案価格見積書中である旨及び単独名及び企業体名を明記して提出すること。
- (g) 提出した見積書及び見積価格計算書の訂正はできない。
- (h) 提出するデータ形式は、ワードまたはエクセル等で作成した元データ、及びPDFデータとする。

## 第10章 技術提案書の評価方法

技術事項及び価格事項に係る評価は、技術提案審査にて行う。提案者より提出された技術提案書等及びそれに基づくプレゼンテーション審査の内容により評価する。選定委員会の委員の評価は、別紙「実施設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル審査基準書」に基づき、技術事項の面から行う。

なお、技術提案書に基づく提案以外は、評価の対象としない。

## 第11章 提出書類

参加者が市に提出する書類は、以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

- (受付票) 受付票
- (確認書) 添付書類確認書

### 11.1 質問書

- (様式1-1) 第1回質問書
- (様式1-2) 第2回質問書

### 11.2 参加資格審査書類

- (様式2-1) 参加表明書（代表企業用）
- (様式2-2) 構成企業表
- (様式2-3) 委任状

- (様式 2 - 4) 実施設計事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2 - 5) 実施設計事業者の業務実績
- (様式 2 - 6) 配置予定管理技術者の資格・実績（実施設計事業者）
- (様式 2 - 7) 工事請負事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2 - 8) 工事請負事業者の業務実績
- (様式 2 - 9) 厨房機器事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2 - 10) 厨房機器事業者の業務実績
- (入札参加様式 1) 誓約書（羽曳野市暴力団排除条例関係）
- (入札参加様式 2) 誓約書（入札参加停止措置関係）

### 1 1. 3 現地調査参加申込書

- (様式 3 ) 現地調査参加申込書

### 1 1. 4 守秘義務対象資料配布申込書

- (様式 4 - 1) 守秘義務対象資料配布申込書
- (様式 4 - 2) 守秘義務の遵守に関する誓約書
- (様式 4 - 3) 第二次被開示者への資料開示通知書

### 1 1. 5 辞退に関する書類

- (様式 5 - 1) 辞退届
- (様式 5 - 2) 参加資格喪失等通知書
- (様式 5 - 3) 構成企業等変更承諾願

### 1 1. 6 提案審査書類

#### (1) 提出書類

- (様式 6 - 1) 提案書類提出書
- (様式 6 - 2) 見積書
- (様式 6 - 3) 見積価格計算書

#### (2) 技術提案書

- (様式 7 - 1) 業務実績
- (様式 7 - 2) (1) 事業計画全体 ①取組方針・実施体制に関する提案
- (様式 7 - 3) (1) 事業計画全体 ②リスク管理に関する提案
- (様式 7 - 4) (1) 事業計画全体 ③関連業務の実施方針等に関する提案
- (様式 7 - 5) (2) 技術提案項目 テーマ 1 に関する提案
- (様式 7 - 6) (2) 技術提案項目 テーマ 2 に関する提案
- (様式 7 - 7) (2) 技術提案項目 テーマ 3 に関する提案

#### (3) 図面集

- (様式 8 - 1) 実施設計概要（パース・仕上げ表含む）
- (様式 8 - 2) 配置図
- (様式 8 - 3) 各階平面図

(様式 8 - 4) 調理設備計画図

(様式 8 - 5) 調理機器一覧表

## 第 12 章 契約に関する事項

### 12.1 契約手続き

#### (1) 仮契約の締結

羽曳野市と優先交渉権者は、実施要領等及び提案審査書類に基づき仮契約を締結する。この締結により、優先交渉権者を選定事業者とする。

#### (2) 契約の成立

仮契約は、本事業に係る羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業実施設計施工請負契約に関する議案が羽曳野市議会の議決を経た場合に発効となる。

市は、契約の締結に関する議案を令和 6 年第 1 回市議会定例会に提出する予定である。その後速やかに契約を締結する。

ただし、否決された場合、発注者はこの契約について一切の責任を負わない。

### 12.2 契約金額

契約金額は、採用された技術提案項目を反映させた見積価格の金額とする。(工事費内訳書を添付すること。)

### 12.3 契約金額の変更

契約金額の変更にあたっては、契約書の規定に従い、契約金額の変更部分の総額を協議するものとする。

### 12.4 契約の窓口

契約及び契約金の請求、受領等は代表企業が行うものとする。

## 第 13 章 その他

### 13.1 費用負担

見積書及び提案審査書類の作成並びに提出等に係る必要な費用は、すべて参加者の負担とする。

### 13.2 市と事業者の責任分担

#### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、羽曳野市と選定事業者が適正にリスクを分担することによ

り、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、羽曳野市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、羽曳野市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

羽曳野市、CM及び選定事業者との役割分担は、原則として別紙によることとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

羽曳野市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、羽曳野市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、契約書において定めるものとする。

### 13.3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ウェブサイトにおいて公表する。

### 13.4 提出資料の取り扱い

- (1) 提出された参加申込書、業務提案書等は返却しない。
- (2) 提出資料は、選定を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。
- (3) 提出資料及びその複製は、本プロポーザルの選定以外に参加者に無断で使用しないものとする。ただし、市は、業務提案書については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- (4) プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類に対し、羽曳野市情報公開条例第6条第1項に基づく請求書が提出された場合には、受注候補者の選定が完了した後において、その全部又は一部を請求者に公開することがある。
- (5) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

### 13.5 辞退に関する書類

参加資格審査結果の通知後に、辞退、参加資格喪失、構成企業等変更がある場合は、様式集（様式5-1～3）を速やかに提出すること。